

タイトル 由3521
オ68章でいえる
赤2903
漢字の写真 3145-4/4
参考 31920
赤2903
3.145-5

赤224
紀上518
井上447

紀上515.516
第弘計のこと
弘計王
赤224
紀上518
井上447

紀上508
皇室大系 197
弘計王
赤224
紀上518
井上447

第五十九章

弘計天皇

(弘計天皇)

か。二代目の飯豊天皇がおなくなりになった。

皇位をお譲りになった。

弘計元年(五〇六)正月一日
弘計王

は、公卿百寮を近飛鳥八鈞宮に召いて、天

皇の位におつきになった。

市飛鳥宮は、奈良県高市郡

の飛鳥宮にあり、

の飛鳥宮にあり、

の飛鳥宮にあり、

の飛鳥宮にあり、

第一表参照

24所入秋津 ④ 2,900'

コクヨ ケー20 20×20

新ヤ(1)96
肥後の地図

新ヤ(1)237~8
(下4行)

3,145P-3/5
新ヤ(1)230頁

紀下168
427715

ては、肥後国に曰飛鳥と呼ばれた所が実
在したとするならば、一、一、一、それは何処にあ
ったと考えるのか、妥当であろうか。
崇峻元年是歳、条に「
飛鳥衣縫造、祖樹葉の家を壊ちて、始
めて法興寺を作る」と此の地を飛鳥の眞神原と
名く、亦は飛鳥の古田と名く、
とある。太いゴキ
つまり、法興寺は、飛鳥に作られたと解さ
れる。
この物語の序論へ、日本書紀の記載にお
けるかくれた約束事、
「熊本県下益城郡城南町陳内の陳内廃寺
は、
注、
山で建立した一大寺院、法興寺だつ
たのだらう」
と述べた。(第4回)陳内、参照
なるほど、仮説にすぎないものの、
熊本県下益城郡城南町陳内あたりに
元元下、飛鳥山という地名があった

元伊勢宮 3,060^P 1/10 3145^P 1/3

3,145^P - 4/5

3145^P 1/10

新や ①-39^P 表

3145^P 1/3 16斤

照

内 祭 寺 の 西 方 を 北 流 一 つ い る 口 浜 戸 川 に 参	と い う 共 通 点 が あ る で あ る 一 つ は 宇 真 田 版 580 へ 陣	る ✓	人 三 地 域 近 傍 の 川 は 一 皆 口 北 流 に 一 つ い	な お 下 内 陸 部 で あ る に も か か わ ら ず で	13.5 ^P *と よ め は 陣 内 あ た り を 元 飛 鳥 と 称 し た ら う だ ら う か	② と よ め は 陣 内 あ た り を 元 飛 鳥 と 称 し た ら う だ ら う か	① と よ め は 陣 内 あ た り を 元 飛 鳥 と 称 し た ら う だ ら う か	別 の 一 つ は 宇 真 田 版 580 へ 陣	一 つ は 宇 真 田 版 580 へ 陣	あた り の 地 形 と 似 通 っ て い る で	飛 鳥 も 大 阪 府 羽 曳 野 市 陣 内	奈 良 県 高 市 郡 明 日 香 も 大 阪 府 羽 曳 野 市 陣 内	れ た の か も 知 れ な い 。	幾 分 似 て い る 二 ヶ 所 が 一 つ は 飛 鳥 と 名 付 け ら	ろ う 九 州 の 口 飛 鳥 と 名 付 け ら	東 域 の 口 銅 鐸 文 化 園 を 併 合 し て 間 も 無 い こ	と あ る い は 西 域 の 口 銅 剣 ・ 銅 矛 文 化 園 が	と 想 象 さ れ る 。	の で は な か ら う か ✓
---	--	--------	--	---	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---	---	--	---------------------------------	---

(要検討)

3,145^p - 5/5

- ・カラー
- ・右頁の右上1/4に載せて下さい。
- ・はみ出して大きく掲載。



はまとかわ
地名辞 1263

13QG

14QG

写真図版 580 陣内廃寺西方を北流する「^{いんないはい}浜戸川」

『くまもと「水」検定公式テキストブック』熊本市環境局、水保全課、平成25年6月1日改訂版、64頁参照

は
e
g
・「近っ飛鳥」「遠っ飛鳥」を流れる川も、皆北流している。(第59章冒頭「飛鳥」参照)

浜戸川流域図 ③ 3,522^p - 3/4

陣内廃寺 ③ 3,522^p - 3/4
近傍地図

5万分の1地図、
3ヶ所を確認した。
426.11.4土用 66

北流 近・遠飛鳥
③ 3,145^p 3/5
新YD 4/10頁
くまもと「水」には
「はまとかわ」とある。

主水 581

本朝文粹
496 注19

うか 561
3.146

うは 2208
文選

顔延元(延年)
1062
1062
135

曲水の宴(曲水の宴)

元宗元年(五〇六)三月三日、元宗天皇は、後苑において、曲水の宴を催す

東西二朝の時代は、いま、長閑な日溜の中にあつた。

なお、文選、顔延年(南北朝の宗の詩人)

三月三日曲水詩序一首、李善注に、

続齊諧記曰、晋武帝問尚書摯虞曰、三月

月曲水其義何、昔周公成洛邑、因流水以

流酒、故逸詩曰、羽觴隨流波

とある。三月三日、洛水のほとりで、三月三日に禊を

詩を作ったことに関し、晋成公綏、洛禊賦、晋張

協、洛禊賦、晋潘尼、三日洛水作詩など

かある、晋潘尼、三日洛水作詩など

かある、晋潘尼、三日洛水作詩など

かある、晋潘尼、三日洛水作詩など

かある、晋潘尼、三日洛水作詩など

香蘭亭の会 41人

漢魏一教文選
171P

おうぎ
王羲之
長次おひ
82

東洋史 322~379, 322?~379?
P 264 307?~365?
3, 147 321~379

漢魏一教文選
172P

(名士四十一人が)

東晋時代の文人・書家として有名な王羲之
(三〇七?~三六五?)が、蘭亭において曲
水の宴を催したとき、一同が作った詩の序文
として書いた「蘭亭詩集の序」の冒頭部分を
抜粋してみよう。
永和九年(三五三)、癸丑の年、晚春三
月の初め、会稽郡山陰県(浙江省紹興)の蘭
亭に集合した。禊の行事をおこなうためであ

参照)

中国古典文学大系、平凡社、一七二頁、注一
は三月三日に行なわれるようになった
という。へ「漢・魏・六朝・唐・宋散文選」
「曲水の宴は」漢以来三月は「巳」の
日に官民をあげて行なわれていたが、魏以後
も「とも、晋書」礼志によれば、
補注一一九参照)

正史 元 1688 漢魏 教文 171 172 (王教元筆の写本)

漢魏
教天聖
178^下

暦法 元2344 とうじ 元1568¹
冬至
太陽暦の12月22日頃

金1344¹表 夏暦

3,149¹-1/2

続紀(向)1-20¹2行
配の参見する(向)

改行

■ それにしても少々不審なこと
紀元宗元年三月条の「曲水の宴」の記事に
関連して、こういわれている。
「この記述が」三月三日の曲水の宴の初
見である。この後、頭宗紀二年条・三年条と
引き続いて見えるが、その後は見えぬ。
続紀、文武五年三月三日条以降再び国史に散
見する。云々
という。(「日本書紀」(上)日本古典文学大系
岩波書店、五二〇頁、注九参照)
■ 其の時代以後、中国で長らく採用され続け
た「陰暦」(「夏暦」)の三月三日頃には随分
寒さもやわらぐ。場合(倭暦)
■ しかし、陰暦より二ヶ月も早い「周暦」の
三月三日頃は、最寒のさなかである。(第十
八章「景初暦」、第「表」夏暦(陰暦)・
殷暦・周暦の相互関係」参照)
■ 推察するところへ冬至(現在の太陽暦の十二月二十二日頃
を含む月を年の始めとする「周」の暦法)を受
け継いだ「太伯の後」と自称する者達は、会

がある。

560,4.25
411,5,23

ここでは「後苑」については、
記さない。焼記(特)1-35⁺, 304⁺
12, 14(A)~30/6(4回)

約上520°

3,149^P - 2/2

きこう
気候元523

221 784

般步 ③ $3149^{\circ}-\frac{1}{2}$
の±(86)

紀土248⁹ 掌補即臣

12/16 1 F 12/15
12/14



前反个行

稽の東治を後にしてこの日本列島へ渡来し、
 12.5 顕宗天皇の時代を経て、更に後々までも
 ずっとと古来の暦法日周の暦法を用い続けて
 いたのだ
 日とてあうう
 と思われはる。
 気候が比較的温暖な倭国でも
 へ日周暦（倭暦）の三月三日頃の屋外は
 存倭国でもまだ凍えるばかりに寒く、
 觴を水に浮べて流す日曲水の宴を楽むに
 は、季節が少々早すぎた
 と解される。
 四ノ二で、この時（顕宗紀元年三月三日条）
 の日曲水の宴を初見とし、この後顕宗紀二
 年条、三年条と引き続いて見えるとはいえ、
 ーーーその後、三月三日には、全く催さ
 水なかつたのかも知れない。
 一かしその後、暦が日陰暦に改められ
 日続紀文武五年三月三日条以後、日曲水の
 宴が国史に散見されることになったのであろ
 う。

H4.9.1 (火) 延永
H11.5.23 (日)

ヒコツと云
悉く815
延永508
延即位式

3,150 P

古代朝鮮 118°

朝鮮半島において、百濟の力は大きく、
何事でもなつたようである。

「即位の大礼」
延永518年正月1日

大元大元
即位の礼

手白香皇女 (継体天皇の皇后)

あるいは、顕宗元年 (五十六か) 正月一日

の即位の大礼、および同年三月三日に催

された曲水の宴 (洛水の春の遊び) に

西の天子継体天皇の姿もあつた

ううか。

おそろくこの当時、天上・天下ともに何事

もなく、よく治まっていた、急いで西の都へ

帰還する必要がなかつたからなのだろう

西の天子継体天皇は、東の日田日本国 (近畿)

の都において、顕宗天皇 (弘計天皇) の即位

式の後のこまごまとした行事などに采女、列

席し、東西二朝間の融和につとめており、だ

ったように思われる。

そしてそんな時、継体天皇は、震しい乙女

に心を奪われてしまわれたのかも知れない。

米

507 37オ 37オ 継体即位の年(491年) 3074 264 15 紀上528 紀上528 15
 411 1オ P (表) 3,151 手白髪4期 記(表) 264 紀上528 紀上528 15
 36 36 紀上489の表 264 手白髪4期 記(表) 264 紀上528 紀上528 15
 36 36 紀上489の表 264 手白髪4期 記(表) 264 紀上528 紀上528 15

頭宗天皇(弘計天皇)の兄である億計王は
 春日大娘皇女を妃としておられた。
 ・なお、春日大娘皇女は、雄略天皇が和珥臣
 深目の女である童女君を娶ってお生みになつ
 たお方である。
 億計王と春日大娘皇女との間には、一男・
 六女があつた。
 ■その一を高橋大娘皇女、二を朝嬬皇女、三
 を手白香皇女(記に手白髪郎女とある)、四
 を樟氷皇女、五を橘皇女、六を小泊瀬稚鷦鷯
 尊(記に小長谷若雀命とある)後の武烈天皇
 七を眞稚皇女という。(仁賢紀元年二月二日
 条。仁賢紀七年正月三日条参照)
 ■西の天子継体天皇と、手白髪郎女との仲睦
 まじさは、人ももうらやむほどであつた。
 ■こうして、瞬く間に一年が過ぎていった。
 ・とこうで、日本書紀の紀年の日継体元年に
 は、西暦五〇七年である。
 ・そしてこの年は、頭宗二年(五〇七か)で
 あつたろうかと想像される。(第十一表参照)
 その年、頭宗二年(五〇七か)のことであ
 たらうか。二月十日に、大伴室屋大連の

継体天皇には、元（即位以前から）の妃である目子媛がおりになった。（以下巻末の皇室系譜参照）

元（元）の妃、目子媛は、勾大兄皇子（安閑天皇）の母である。（第六十章において詳述したい）

大伴金村大連は、さらに言葉を続けて

天皇に奏請して、こういつた。

「どうか、億計王の娘御、手白髪郎女を召して皇后とし、神祇伯らを遣わして、天の神地の神をお祀りし、天皇の息が得られるように祈願され、人民の望みにお答えになつて下さい」

継体天皇は、「可し」とおっしゃった。

三月一日、継体天皇は、

「礼儀を整え、手白髪郎女をお迎えするよ」と仰せられた。（継体紀元年二月三月系参考）

こうして、継体天皇と手白髪郎女との婚礼の準備が、滞りなく進められていった。

紀下48^p
56

紀下24^p

紀下23^p

3.152^p

20^p 3218^p

紀下23^p

所3新

紀上528^p

4^p 264^p

紀小489^p

継体元年の50^p

3151^p

年々

補足

おきろー足すこと

参考迄に、少しばかり補足しておくことにしよう。
継体紀元年二月と三月条には

日本書紀 あたかも

継体天皇即位（五〇七年二月四日）当時

継体天皇には、息無く、皇后がおられなかつた。

そこで、継体天皇は、大伴金村大連の奏請

を受け入れ、即位式の約一ヶ月後の三月五日

に仁賢天皇の皇女である手白香皇女を納めて

皇后とし、一の男（欽明天皇）を得た。

かのように記載されている。

しかし現実には、欽明天皇誕生の時すでに

年の大きく開いた兄達（後の安閑天皇・宣化

天皇）が居られたのだった。

しかも、長兄である勾大兄皇子（後の安閑

天皇）は、皇后もしくは正妃が生んだ嫡長子

だったようである。

継体紀元年（五〇七）三月条には、

元（みづ）の妃、尾張連草香が女を目子媛と曰ふ

二の子を生めり。皆天下を有らす。其の一を

勾大兄皇子と曰す。是を廣國排武金日尊（安

閑天皇）とす。其の二を檜隈高田皇子と曰す。

前 69~ 紀下23 3151 69 3152 2/2 3,153 70 89

所生 紀下543 注4 紀下24 注7 3153

是を武小廣國排盾尊（宣化天皇）とす
と述べられてゐる。

なお、大兄の名は、皇后も一は正妃所生の第一男に付けられた例が大部分であり、皇太子すなわちヒツギノミコの最有力候補者の資格をうなえていたと考えられる。

という。（「日本書紀」下）日本古典文学大系
岩波書店、二四頁、注七。同書五四三頁、補注一七一四参照）

■日本書紀の筆者達は、勾大兄皇子（安閑天皇）の母目子媛が最高位にあってた時の地位についてはあえて触れず、

へ後代の天皇から見て直系の祖である欽明天皇の出自を尊いものとする為

天皇の出自を尊いものとする為

明天皇の母である手白香皇女が、あたかも継体天皇即位の年（継体紀元年）に納められて皇

后となつたかのように記述したのだろう
と推察される。

※

か 69~ 前 69~ 前 69~

508 431 紀下 540 扶桑略記 22P 38才崩
 466 42 代下 26P 紀上 524P 23 3,154P - 1/3
 42 3156 3228-36

うう。
 三月五日
 継体天皇は手白髪郎
 女を立てて皇后とし、後宮に關すること
 めさせになった。(継体紀元年三月系参照)

米

顕宗天皇崩
 顕宗天皇の御容態

加急に悪化したようである。
 顕宗三年(五〇八か)三月に曲水の宴を催されたといいのに――翌月の四月二十

五日に、顕宗天皇は崩御されたという。(顕宗紀三年四月二十五日系参照)

先に述べた通りに、隅田八幡画像鏡の銘文を
 日十大王(飯豊天皇)の御代の癸未年

(五〇三)八月、云々

と読む時、顕宗天皇の治世は八年(記)でなく、三年(紀)

扶桑略記は三十八とし、一代要記等は

は四十八とする。(日本書紀(上)日本古典

文学大系、岩波書店、五二五頁、注二十三、他参照

(ニ)

3,154^p - 7/3

$$\begin{array}{r} 508 \text{ 48キ} \\ 3127 - 3/3 \\ \hline 461 \quad 1 \\ 47 \quad 47 \end{array}$$

仁賢崩 3159^p

23
 5
 11
 3
 42キ
 508
 468
 42

第一表によると、古事記に扶桑略記の三十八歳説は首肯し難い。しかし、それより十歳上の一代要記等の四十八歳説は妥当なようだが、
 ここに、仮りに、
 顕宗天皇は、安康朝の西暦四六一年に生れ、顕宗三年(五〇八)に四十八歳で崩御されたのであろう。と
 考えてみたい。
 では、どうしたわけで、十歳の差が生じたのだろうか。
 そんな理由など分るわけはないが、もしかしたら、
 雄略天皇崩御の年を、古事記に西暦四八九年と述べ、日本書紀に西暦四七九年と述べていて、十年の差がある、
 というのと何等かの関連性があるのかも知れない。
 ともあれ、古事記に扶桑略記は、

3159-3158 15-11キ

思わぬ 前良所

3158^p 5キ

508^年 48^才
 466 6
 42 42
 ③ 312⁷ - 3/4
 508^年 48^才
 466 6
 55 55
 3,154⁷ - 3/3
 紀上 454⁷
 ③ 312⁷ - 3/3
 前項 ③ 3154⁷ - 3/3
 又は 459^年 の 460^年 生れが ③ 3159⁷ - 3/3

へ 顕宗天皇崩御の年の実際の年齢から、十
 歳差し引いた年齢を記載しているのである
 う
 と考えてみたい。
 *
 ① 弘計王（後の顕宗天皇）が、四六一年に生
 れ、
 ② 安康三年でなく、安康十二年（四六六）
 八月に、安康天皇が眉輪王によって刺し殺さ
 れ、
 ③ 同年（四六六）十月に、市辺押磐皇子（市
 辺天皇）が、大泊瀬皇子（雄略天皇）によつて
 射殺され、
 ④ 顕宗三年（五〇八）四月二十五日に、顕宗
 天皇が四十八歳で薨去された、
 とするならば、
 市辺押磐皇子が殺さ
 れた四六六年当時、弘計王（顕宗天皇）は、
 まだ六歳であつたらう、と推察される。（第
 一表参照）

既述

（＊）

③ 312⁷
 - 4/5
 3~5^才
 消した。